

## スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場補助金交付要綱

### (通則)

第1条 スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、本市内におけるスポーツ大会の開催（第3条第1号に掲げる全市規模のスポーツ大会については、市外地開催の場合を含む。）及び本県以外の地で開催されるスポーツ大会への出場に要する経費の一部を補助し、もって体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) アマチュアスポーツ団体が主催し、一般社会人を対象とした全市規模のスポーツ大会の開催
- (2) アマチュアスポーツ団体が主催し、大学生又は一般社会人を対象とした本市内における九州・西日本規模のスポーツ大会の開催。ただし、大学生のみを対象としたスポーツ大会については、3種目以上のスポーツ大会であることを原則とする。
- (3) アマチュアスポーツ団体が主催し、大学生又は一般社会人を対象とした本市内における全国規模のスポーツ大会の開催
- (4) 前3号にかかげる事業のほか、市長が特に必要と認める本市内におけるスポーツ大会の開催
- (5) (公財)日本体育協会加盟の競技団体が主催し、本県以外の地において開催される全国規模のスポーツ大会及び国内で開催される世界規模のスポーツ大会への本市児童及び生徒の出場。ただし、学校教育活動として開催されるスポーツ大会への出場を除く。
- (6) 前号に掲げる事業のほか、市長が特に必要と認めるスポーツ大会への出場

### (補助事業者)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる補助事業を主催するアマチュアスポーツ団体は、次の各号のいずれかに掲げる組織とする。

- (1) (公財)日本体育協会、(公財)福岡県体育協会、又は(公財)福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体。
  - (2) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体、その構成団体、またはそれらの団体に加盟する競技団体
  - (3) 市内全域で組織された、第1号に掲げる団体と同等程度の活動実績を有する競技団体
  - (4) 大会のために組織された実行委員会で第1号から第3号に掲げる団体を構成員として含む団体
- 2 前項に規定する団体は、同一年度内に1回のみ補助事業を主催できるものとする。

### (補助対象者)

第5条 第3条第5号及び第6号に規定する補助事業の補助対象者は、次の各号のいずれかに掲げる個人とする。

- (1) 福岡市内に住所を有する小学校、中学校の児童及び生徒。
- (2) 福岡市内の小中学校に通学する児童及び生徒。
- (3) 第1号及び第2号に定める児童及び生徒を引率する監督、コーチ等の指導者。

2 前項に規定する個人は、同一年度内に1回のみ補助対象とすることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定する指導者が、同一の大会において、同一の所属団体に2人以上いる場合、補助対象とすることができる指導者は1人のみとする。

(補助金を交付できるもの)

第6条 補助金を交付できるものは、第3条第1号から第4号に掲げる補助事業を主催する団体並びに第3条第5号及び第6号に掲げる補助事業の引率責任者で市税を滞納していないのものとする。

2 前項のものについては、公募により募集する。

(補助対象経費)

第7条 補助金を交付する対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1号から第4号に掲げる事業については、別表第1及び第2

(2) 第3条第5号及び第6号に掲げる事業については、別表第3及び第4

(補助金の額)

第8条 第3条第1号から第4号に掲げる補助事業の補助金の額については、予算の範囲内において、かつ別表第5に定める額の範囲内で市長が決定し交付する。

2 第3条第5号及び第6号に掲げる補助事業の補助金の額については、予算の範囲内において、かつ別表第6に定める額の範囲内で市長が決定し交付する。

(申請手続)

第9条 第3条第1号から第4号に掲げる補助事業を主催する団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、スポーツ大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ大会開催要項

(2) スポーツ大会収支予算書

(3) 補助事業を主催する団体の規約等

2 第3条第5号及び第6号に掲げる補助事業の引率責任者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、スポーツ大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ大会の開催要項

(2) 出場する児童、生徒及び引率者の名簿

(3) スポーツ大会出場日程

(4) スポーツ大会出場収支予算書

(5) その他補助金交付決定に必要な書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条に掲げる団体又は引率責任者(以下「団体等」という。)から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することに決定したときはその旨を交付決定通知書により当該団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体等は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業成果を証する書類

(2) スポーツ大会収支決算書又はスポーツ大会出場収支決算書

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により前条に掲げる団体等に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) スポーツ大会の開催を中止したとき
- (2) スポーツ大会が中止された場合又はスポーツ大会の出場を中止した場合若しくは運動競技会の出場人数が減少した場合
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (5) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を実施する団体または補助対象となる個人等(第4項において「補助事業者等」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者等に対し当該申請者又は当該補助事業者等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(適用除外)

第15条 この要綱は、予算において交付の対象等が特定しているスポーツ大会については、適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2. この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 第1 補助対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料, 車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費, 会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費, 宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品, 競技用具, トロフィー代等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表 第2 補助対象外経費

区分	内容
人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかわる経費	—
大会開催にかかわる賞金	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス, ビジネスクラス, グリーン席料金等
食糧費	ただし, 事業実施のために必要な昼食代, 弁当代, 茶菓代等は, 必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

別表 第3 補助対象経費

区分	内容
参加料	参加料, 保険料等
旅費	交通費, 宿泊費等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表 第4 補助対象外経費

区分	内容
食糧費	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス, ビジネスクラス, グリーン席料金等
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

別表 第5

全市規模 のスポーツ大会	補助対象 経費	200千円以下	200千円超過 300千円以下	300千円超過
	補助金の額	20千円	30千円	40千円
九州・西 日本規模 のスポーツ大会	補助対象 経費	200千円以下	200千円超過 400千円以下	400千円超過
	補助金の額	20千円	40千円	60千円
全国規模 ・世界規模の スポーツ大会	補助対象 経費	400千円以下	400千円超過 800千円以下	800千円超過
	補助金の額	40千円	60千円	80千円

別表 第6

スポーツ大会開催都道府県名	1人当たりの補助金の額		1申請当たり の 限度額
	スポーツ大会 出場者	監督・コーチ等 指導者	
北海道, 青森, 岩手, 秋田, 山形	8,000円	8,000円	40千円
宮城, 福島, 新潟, 沖縄	5,000円	5,000円	
茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨	4,000円	4,000円	
富山, 石川, 福井, 長野, 静岡, 愛知, 三重	4,000円	4,000円	
岐阜, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 岡山, 徳島, 香川, 高知	3,000円	3,000円	
島根, 広島, 愛媛, 宮崎, 鹿児島	3,000円	3,000円	
山口, 佐賀, 熊本, 大分, 長崎	2,000円	2,000円	

## 備 考

スポーツ大会出場者に対する補助金の交付は、各スポーツ大会における登録者数を上限とし、参加した人数に表の1人当たりの補助金の額を乗じた額とする。ただし、その合計が1申請当たりの限度額を超える場合は、限度額を交付額とする。